

「職員の退職管理に関する条例」等の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、再就職者による依頼等の規制が導入されたことに伴い、職員の退職管理の適正を確保するために必要な事項を定めるもの。

(1)再就職者による依頼等の禁止(地方公務員法第38条の2)

- ・在職していた地方公共団体との間の契約等事務であって、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、現職職員への依頼等(働きかけ)を禁止する。
 - ・再就職者のうち、部長職に、離職日の5年前の日より前に就いていた者は、その職務に属するものに関しても禁止。
 - ・再就職者が、在職中に自ら決定した契約等事務に関しては、期限の定めなく禁止。
- ・地方公共団体は、条例により、部長職と同様に離職日の5年前の日より前に就いていた職務についても働きかけを禁止する職を定めることができる。

再就職者による依頼等の規制【条例第2条】

再就職者のうち、人事委員会規則で定めるものに、離職日の5年前の日より前に就いていた者は、その職務に属するものに関しても禁止。

(2)地方公共団体の講じる措置(地方公務員法第38条の6第2項)

- ・地方公共団体は、条例により、再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができる。

任命権者への届出【条例第3条】

管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、人事委員会規則で定める事項を速やかに、任命権者に届け出なければならない。

(3)罰則(地方公務員法第60条～65条)

- ・働きかけをした元職員は、10万円以下の過料に処する。
 - ・不正な行為をするように働きかけをした元職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ・任命権者への届出に違反した者に対し、10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

罰則【条例第4条】

条例第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

施行期日

平成28年4月1日